

山中湖村長および職員に関する措置請求

山中湖村監査員殿

平成29年4月3日

請求者

山梨県南都留郡山中湖村平野1698番の4

樋口重喜

職業：自営業

連絡先：0555-65-7023

第1、概要

- 1、山中湖村では、平成27年4月1日から定住の促進を図ること、また住民の福祉の向上を推進することを目的として家屋の新築・購入に対する経費の一部について補助金を交付することとなっている。その主な要件等は以下のとおりであり、その詳細は、「山中湖村定住化促進新築等補助金交付要綱」に明記されている。・・・・・・・・・・事実証明書1
 - ① 補助金対象者＝平成22年4月1日以後村外から転入し、配偶者を有する40歳以下の者、ただし転出してから5年未満の転入者は、除かれる。（下線は本件請求人が記入）
 - ② 補助金額＝100万円（同）
 - ③ 申請期限＝新築又は購入した住宅に入居してから90日以内
 - ④ 新築住宅の定義＝新築住宅とは、自己の居住のために所有するため、新たに建築した建物をいう。（同）
 - ⑤ 購入の定義＝自己の居住のために建築後一度も入居していない住宅を購入した場合をいう。
- 2、本件請求人は、平成29年3月10日に情報公開請求していた生活産業課と企画まちづくり課における平成28年度分の補助金に関する「支出命令書」の原本閲覧及びその写しを、同年3月27日に出納室で受領した（全54枚）。
 - ① その結果、同年度中に定住化促進新築等補助金交付をおこなった6件について、富士吉田市にある甲府地方法務局吉田出張所に出向き、各登記簿謄本の交付を受け、本件補助金が交付された対象建物の所有権利者と受給者の確認を行った。
 - ② そこで、当該補助金の受給者と該当する建物の登記内容を照合確認したところ、6件中5件については、補助金受給者が建物所有者と同一

であり（共有名義を含む）、登記の原因についても「新築」と記載されており、「山中湖村定住化促進新築等補助金交付要綱」の要件にも合致していた。

③ところが、残る1件は、補助金申請および補助金請求者（以下「補助金受給者」という）と該当する建物の所有者名が異なり、しかも「所有権に関する事項」における「所有権権利者欄」には本件補助金受給者の氏名が存在しないことが判明した。

④つまり、当該補助金受給者は、当該建物を新築又は購入を原因として「自己の居住のために所有」していないにも関わらず、当該補助金を不正に受給したことになる。

3、そこで、登記簿謄本の所有権権利者欄を再確認すると、所有権権利者は次の2名で各々が2分の1ずつの所有持ち分登記となっている。

① 南都留郡山中湖村山中865番地の873 平山 久 持ち分2/1

② 同 平山 D 持ち分2/1

③ したがって、本件補助金受給者平山ひ◇みには、当該建物の所有権は存在しない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明書 4**

4、上記3の①の平山久は、住所等を確認したところ山中湖村役場職員の現在総務課長であり、②の平山Dはその同居の長男であることが判明した。

さらに、本件補助金の受給名義人である平山ひ◇みは、3の②の平山Dの妻であることも判明した。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明書 3**

また、平山ひ◇みは、村外の出身で平山Dとの結婚を期に平山久親子と同居するため富士吉田市から本村に転入したものと推察される。

5、本件建物は、元々平山久が長年自らの居宅としていた建物の一部を残して取り壊し、同一地に建て替え建造したもので、本件補助金交付申請時に添付してある「確認審査報告書」の「工事種別」欄には「増築」と記載されているのだから、そもそも「新築」を絶対条件とする本件補助金の適応外である。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明 6**

6、仮に、当該建物の登記簿謄本記載に「新築」と記載されていることを主張しても、補助金受給者平山ひ◇みは当該物件の所有者ではないことが、逆証明される。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明書 4**

7、以上の事実から、本件補助金は、本村総務課長平山久が自らの居住のためにそれまでの居宅を建て替え（増築）、その建築費用に本件補助金100万円を充当しようとして、同居する予定の長男の妻ひ◇みが転入者であることを悪用し、長男の妻ひ◇みの名義で本件補助金の不正受給がなされたものと思料する。なお、長男の妻ひ◇みが当該建物に居住しているかも不確定である。

- 8、よって、「偽りその他不正の手段」によって補助金の交付を受けた典型的な事件であり、本件監査請求をする事案であると判断した。

第2、本件監査請求の法的正当性について

1、 監査請求期間について

- ① 監査請求は財務会計上の行為が行なわれてから「1年以内」と定められている。

しかし、隠ぺい等が行なわれ請求人が相当な注意力を持ってしても知る事ができない場合は認められる。

- ② 本件補助金が、本村支出の所定手続を経て支給されたのは、平成29年1月31日であり、支出金額は金100万円である。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明書2, 3**

- 2、 本件補助金は、いうまでもなく公金であり、本件補助金の支出は受給者が手続きの盲点を潜って実行した補助金不正受給であり、不当な公金支出に当たる。

- 3、 よって、本件監査請求は適法である。

第3、違法・不当、及び措置請求について。

- 1、 本村職員で総務課長である平山久が、本件補助金を不正受給したと主張する理由は、当該補助金に関する支出命令書の開示された関係資料と、受給者の裏付け根拠の確認のために法務局より入手した登記簿謄本を精査照合した結果、当該補助金対象建物が平山久の名義であり平山久本人が住居に供している物件である事実が判明した。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明4**

- 2、 開示資料の記載内容と本件補助金申請を取扱った担当課職員からの説明によれば、本件補助金は、平成29年1月4日に「山中湖村定住化促進新築等補助金交付要綱」の規定および書式に準拠して、平山ひ◇み名義で、必要添付書類とともに交付申請が行われた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明書2**

- 3、 同年1月5日付で交付決定がなされ、申請人宛てにその旨通知された。

- 4、 同年1月10日付で、平山ひ◇み名義で、村長宛ての「山中湖村定住化促進新築等補助金請求書」が提出され、担当課はそれを受理している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明書2, 3**

- 5、 その後、平成29年1月16日に担当課職員が関係書類を添付して「支出負担伺い」および支出命令伝票を起票し、係長、課長が押印し、財政、総務課長の合議決済印、更に副村長の押印を経て、最終決済者である村長の認可印が押されたことにより、支出命令伝票が出納機関の出納係、出納室長、会計管理者の承認手続きを受け、指定金融機関である山梨中央銀行

- から本件補助金申請並びに支払い請求人である平山ひ◇みの指定する金融機関の口座に金100万円の補助金が支出された。……**事実証明書3**
- 6、しかし、前述のとおり名義人平山ひ◇みは当該補助金対象物件の所有者ではなく、当該補助金受給資格がない。……**事実証明4**
- 7、担当職員の関係資料に基づく説明によれば、要綱に定める必要添付資料のうちの「建築審査報告書」の建築主および「建築工事請負契約書」の注文者欄には、いずれも平山久を筆頭に、平山D、平山ひ◇みの3者の氏名が連名で記載されており、あたかも平山ひ◇みが当該物件の正当な共同所有者であることを装った書面であった。……**事実証明書6**
- 8、また、担当職員は、「日時は不詳であるが」と前置きし、「もともと本件補助金申請に関する手続きのスタートは、当時本村の議会事務局長の職にあった平山久が、担当窓口を訪れ、「この度、長男夫婦（嫁は村外出身者）が住宅を新築するが当該補助金の対象になるか否か」との趣旨の質問をし、「新築住居が妻との共同名義であれば該当する」と対応職員が回答をした。
- 9、この事実から、平山久は長男の嫁である平山ひ◇みが当該新築住宅の共同名義人でなければ本件補助金受給対象者となり得ないことを、初めから充分承知していることを示すものである。
- 10、要綱に示されている補助金交付申請に添付すべき書類は、以下の通りであり、すべて公開されている。
- ① 建築基準法による建築確認通知書又は確認証の写し
 - ② 建築工事請負契約書の写し又は家屋購入契約書の写し
 - ③ 住民票謄本
 - ④ 誓約書（様式2号）
 - ⑤ 返信用封筒（切手貼付のこと）
 - ⑥ その他村長が必要と認める書類
- 11、上記要綱指定の提出書類の中には、所有を証明・確認する「所有権保存の登記簿謄本」がない。
- 12、このことから、平山久は自分の居住用住宅の建て替え物件に、最初から嫁いで年月の少ない平山ひ◇みを共同所有者にする気はないにも関わらず、所有権限の発生しない①建築確認書と②請負契約書のみで平山ひ◇みの名を連ね、申請受け付け担当に、平山ひ◇みがあたかも共同所有者であることを認知させるカモフラージュをしたものと言わざるをえない。
- 13、これは、本件補助金交付手続きにおいて、要綱には所有権取得の確認業務が明記されておらず、また所有権を有することを証明する公式書面（謄本等）の提出も義務づけられていない。これは重大な盲点である。
- 14、従って、本件請求人が開示請求資料と登記簿謄本を照合確認しない限り、

永遠に本件不正受給が明らかになることはなかった。

- 15、平山久は、山中湖村職員として30年以上勤務しており、行政事務処理の経験に長けており、上記盲点は簡単に見抜いていたものと推察できる。
- 16、従って、本件補助金100万円を請求し受給した長男の嫁平山ひ◇みが、義父である平山久に相談や許可も得ず勝手に申請や請求を行ったはずはなく、平山久は全てを了解（あるいは指示）の上で、平山ひ◇みに受給申請と受給手続き（口座指定等）により公金を詐取させた。
しかし自らの住宅にはひ◇みに所有権を与えないまま平山久と長男Dのみの名義で登記手続きをし（勿論、平山久の妻の氏名もない）、当該補助金を建築資金に充当したはずである。この手口は極めて悪質であり、明らかに「人を欺いて財物を交付させたり、財産上不法の利益を得た」ことにより処罰される刑法246条の「詐欺罪」に該当すると思料する。
- 17、以上の事から明らかなおおりに、そもそも、受給権利なき者に本件補助金100万円を支給したことは、村民の貴重な税金である公金の不当な財務会計上の行為であり、最終決定権者の村長に対し、本件補助金を速やかに返還させるよう求める。
- 18、さらに、本件不正受給が明らかとなった場合、動機および行為が悪質であることから首謀者である総務課長平山久に対し、村長は厳格なる処罰を伴う措置（刑事告発及び懲戒処分等）を行うよう重ねて求める。

第4、山中湖村職員としての平山久について

- ① 平山久は、30年以上山中湖村職員として勤務する地方公務員である。
- ② 従って地方公務員法の規定（特に第6節「服務」の条文）に違反している。
- ③ 平成26年9月25日付けの山梨日日新聞記事「村営墓地 自分名義に」という記事の内容によれば、平山久は、当時「安全経営管理課の課長でありながら、平成26年2月ころ、山中湖村の村営墓地の空いている区画に、村が定める名義取得に必要な申請料（10万円）の納入もせず所定の手続きも経ないまま、権利者台帳を含む管理データを平山久自らの名義に無断で書き換えていたことが発覚し、調査委員会の調査、分限懲罰委員会の審査の結果、同年12月に減給10分の1（1ヶ月）の懲戒処分を受けている。（記事中の「50代の男性課長」とは、平山久のことである）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **事実証明書5**
- ④ さらに、平山久は、同年12月11日の同社記事によれば、山中湖村のキャラクター（当時）をめぐって、原作者に無断でデザインを使用していたことが分かり賠償金を支払った件で、減給10分の1（2ヶ

月)の懲戒処分を受けている。(同)・・・・・・・・・・**事実証明書5-2**

- ⑤ 以上から、平山久は遵法の精神も公務員としての服務精神もなく、過去の処分による反省も悔悟の念も皆無であるといわざるを得ない。
- ⑥ 上記事件の処理について、本件請求人は調査が不十分であること、処分が甘いことを理由に、村長に対し刑事告発の要請や再調査の申し入れ等を行ったが、村長はことごとくそれを無視した。
- ⑦ しかも村長は、本年4月1日付けで、本村の行政事務官の実務的最高位である総務課長に任命した。
- ⑧ 村長の「村営墓名義書き換え事件」や「村キャラクターデザイン無断使用」事件に対する処理・処分が、厳正かつ公正であったならば、本件事件は決して発生しなかったはずである。村長の責任は極めて重大であるといわざるを得ない。
- ⑨ 監査員は、この点も厳重に再調査すべきである。

第5、本件から明らかになった今後の対応について

- 1、そもそも本件「山中湖村定住化促進新築等補助金交付」事業の主たる目的は「人口の増加を促進し地域の活性化を図るため」であるから、文字通り村外からの配偶者を有する40歳までの若者に新築や同等の理由で住宅購入した場合のみに補助対象を限定すべきである。若い村民が結婚して住居を新築または購入した場合、結婚相手が村外からである場合と村内からである場合とに不公平感が残り、本件のような不正を醸成する原因となる。現在の「要綱」には、補助金交付の目的に合致しない申請を容認する曖昧さがあり、さらに受給者の適格確認に関する規定もない不備があり、条文の見直し改善が急務である。
- 2、補助金の対象が新築建物または同等建物が対象であることと、建築確認申請書の添付を義務付けていることから、確認申請の取扱い窓口である「企画まちづくり課」が本件補助金の申請を所管するほうが、手続きの誤りや申請者の利便性も今より向上する。
- 3、この度の事件で痛感したことは、現在の所管である「生活産業課」の事務量と管理事務範囲が他に比して広範囲で、現在のスタッフ人員ではとても賄いきれない実情である。本件のような事件の再発を防止し、きめ細かく誤りのない行政サービスを実現するためには、本村全域の水道、道路、公園、森林、農地、地下水等を所管する同課の所管整理と所管量に見合った適正な人員の補填と配置が必要である。
- 4、以上の点についても、本件監査請求趣旨による監査と合わせ、組織運営上の問題点を調査し、再発防止のために組織改善措置の勧告を求めるもので

ある。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

事実証明書リスト

- 1、「山中湖村定住化促進新築等補助金交付要綱」
- 2、「支出命令伝票（一般）」・・・・・・・・・・・・・・・・開示請求により入手
注：ボールペン加筆部部分は、本件請求人が原本との確認時に記入
- 3、平成29年1月10日付け「山中湖村定住化促進新築等補助金申請書」
注：ボールペン加筆部部分は、本件請求人が原本との確認時に記入
- 4、当該物件の「登記簿謄本」の写し・・・・・・・・法務局吉田主張所交付
- 5、「山梨日日新聞」2014年09月25日の記事・・・・・・・・（写し）
- 5-2、「山梨日日新聞」2014年12月11日の記事・・・・・・・・（写し）
- 6、「建築審査報告書」（山梨県建築技術センター）・・・・・・・・（写し）